

Ⅳ 都市防災

<現状・課題>

①土砂災害のリスクの高まり

- ・宮前区は、丘陵地と谷底平野部で構成されているため、土砂災害警戒区域が区の全域に存在するとともに、河川沿いの一部地域を除いてほぼ全域が宅地造成工事規制区域に指定されています。
- ・集中豪雨の際は、土砂災害警戒区域を対象とした避難勧告が発令されることもあり、避難情報の周知をはじめ、崖崩れ防止対策などの推進が求められています。
- ・区内でも市街化された時期の早い地域においては、宅地の擁壁などの老朽化が懸念されており、改修や補修などに対する支援が求められています。

②火災延焼のリスクへの対応

- ・菅生や馬絹・野川周辺の一部地域においては、火災延焼リスクの高い地域が点在しています。
- ・面的な市街地整備がなされないまま市街化が進みつつある地区では狭あい道路が多く分布しており、木造密集市街地の改善による不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園緑地などのオープンスペースの確保などによる市街地の安全性の向上が課題となっています。

③風水害のリスクの高まり

- ・河川沿いの一部地域では、大雨による浸水被害の恐れがあります。
- ・都市化の進展に伴い、雨水浸透域が減少しているため、集中豪雨の際には浸水被害が増加しています。
- ・風水害から生活環境を守るため、総合的な対策により、被害の軽減を図ることが必要です。

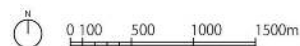
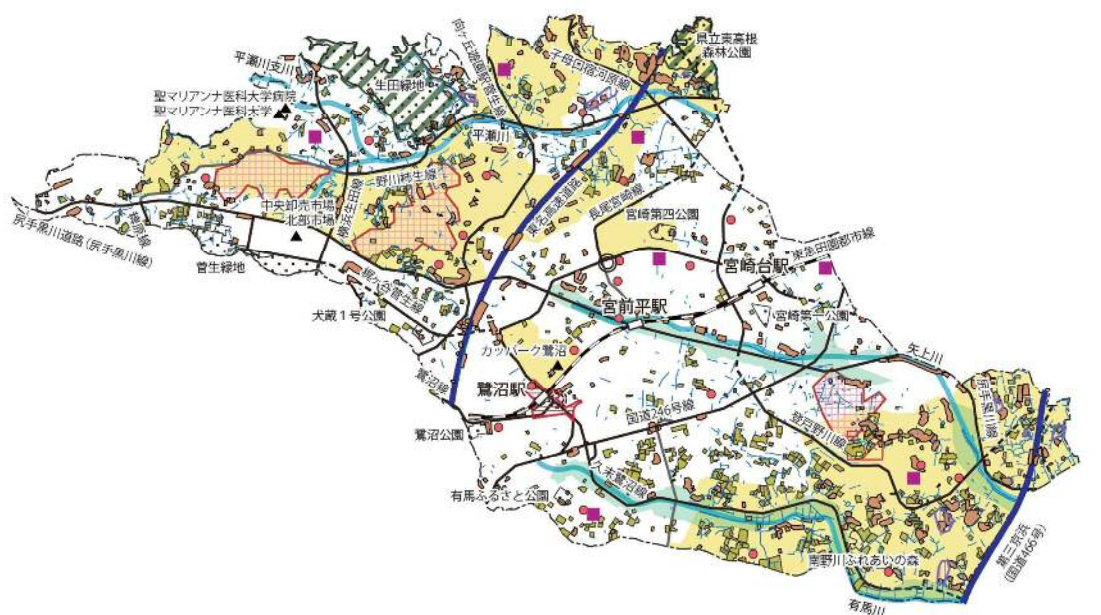
④巨大地震への備え

- ・東北地方太平洋沖地震や熊本地震、北海道胆振東部地震をはじめとした巨大地震を契機に、区民の地震に対する意識にも高まりがみられます。
- ・巨大地震の発生に備え、被害軽減対策、二次被害防止対策などの事前対策を進めるとともに、復興に向けた準備を進める必要があります。

⑤地域防災力の向上

- ・災害の発生を未然に防ぐため、適切な開発規制・誘導や計画的な土地利用により、災害に強い都市構造の形成が求められています。
- ・過去の震災の教訓から、大規模かつ広域な震災における公助の限界が明らかとなり、身近な地域における自助・共助の役割が重要となっています。
- ・しかし、居住地周辺における災害情報の認知度が低いこと、高齢化や住民同士のコミュニティの希薄化が進む地域における避難などが課題として指摘されており、災害情報の周知、防災意識の向上に向けた取組の推進、災害時における共助の体制づくりが求められています。

■現状図



—凡例—

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| 洪水浸水想定区域 | 防火地域 | 地域防災拠点(中学校) |
| 建物クラスター
(火災の延焼が1,000棟
以上連坦する建築群) | 急傾斜地崩壊危険区域 | 避難所 |
| 焼失棟数※ 50棟以上
(250mメッシュ)
※川崎市直下を震源とする
マグニチュード7.3の地震を
想定 | 土砂災害警戒区域 | 消防署 |
| 幅員4m未満の道路 | 高齢化率21%～ | 区役所・出張所 |
| | | 区役所等移転予定地 |
| | | 鉄道 |
| | | 自動車専用道路 |
| | | 都市計画道路(完成・概成区間) |
| | | 都市計画道路(事業・計画区間) |
| | | その他の主要な道路 |
| | | 河川 |
| | | 広域避難場所 |
| | | 生産緑地 |
| | | 主な公園・緑地等 |
| | | 主な施設 |

平成31(2019)年3月現在

1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

①防火地域の拡充

・災害時における緊急交通路などとして重要な幹線道路の機能確保や都市の不燃化促進など、都市の防災性向上を図るため、防火地域拡大などの効果的な防火対策を検討します。

②オープンスペースの確保

<道路空間の確保>

・火災延焼被害の軽減を図るため、延焼遮断機能を有する都市計画道路などの整備を推進します。

<公園・緑地の確保>

・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車などの緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積などの場所としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。

<市民防災農地の確保>

・優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、大地震による災害時、市民の一時避難場所などとなる「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の周知・普及を図ります。



防災農地

③緑化の推進

・幹線道路などにおける植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しているため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

(2) 震災に強い市街地の形成

①鉄道駅周辺の整備

・鉄道駅周辺では、市街地再開発事業などの推進により、道路・公園などの都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを進めます。

②建築物の耐震化等の促進

・地震時の建築物の倒壊などによる被害を未然に防止し、市民の生命や財産を保護するため、昭和56(1981)年以前に建築された耐震性が不足する住宅や特定建築物などの民間建築物に対し、耐震診断、耐震改修などに係る支援を行い、建築物の耐震化を促進します。

・災害時に基幹道路に求められる救命救助・消火活動・救援物資の輸送などの機能を維持するため、災害時に通行を確保すべき道路を指定し、対象となる沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、沿道建築物の耐震化を促進します。

(3) 地盤被害の軽減

- ・ 崖崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、神奈川県による急傾斜地崩壊危険区域の指定や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定、さらには周辺の自然環境に配慮した急傾斜地崩壊防止工事の実施などについて、神奈川県と連携して取り組みます。
- ・ 崖崩れによる建築物の倒壊や人身への直接的な被害を防止するため、災害危険区域を指定し、居室を有する建築物の安全対策を適切に誘導します。
- ・ 宅地造成工事規制区域に指定されている区域では、宅地造成に伴う災害を防止するために、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の適切な指導に努めます。
- ・ 地震による宅地への影響の調査を実施するなど、大規模盛土による造成地の震災被害軽減の取組を推進するとともに、崖崩れなどによる被害を未然に防止するため、老朽化した擁壁の改修などを促進し、危険宅地の解消に努めます。

(4) 浸水被害の軽減

①河川の整備

- ・ 集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、浸水被害の増大が想定されているため、計画的な河川改修や、雨水貯留浸透施設の設置促進などにより、治水安全度の向上をめざします。
- ・ 護岸などの河川管理施設の老朽化に対応するため、計画的な修繕・更新に努めます。
- ・ 平瀬川支川では、「平瀬川支川改修基本計画」に基づき、自然環境に配慮し、地域住民が水に親しめる、洪水に強い安全な川づくりを進めます。
- ・ 河川水を災害時における消火用水や生活用水として利用する防災施設の適切な維持管理など防災に関する取組を進めます。

②浸水対策

- ・ 総合的な治水・浸水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、学校や公園などの公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設設置の指導などにより、降雨時に雨水が一気に下水道や河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。
- ・ 河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、流域の優良な農地や良好な緑地の保全、雨水浸透施設や透水性・保水性舗装の整備などを進めます。
- ・ 特定都市河川の鶴見川流域では、「鶴見川流域水害対策計画」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置などを促進し、目標対策量の確保に努めます。
- ・ 下水道の雨水整備については、整備水準を5年確率降雨（時間雨量 52 mm）とし、浸水リスクの高い地区では 10 年確率降雨（時間雨量 58 mm）に対応する対策を進め、浸水被害の軽減を図ります。
- ・ 大規模な建築物については、浸水により受変電設備などに被害を受けた場合、エレベーターや給水設備などのライフラインに問題が発生することから、所有者などに対し、今後、建築物の新築・既存の建築物の改修などにおいて、国のガイドラインなどを踏まえた浸水被害などを防止するための適切な対策に係る普及啓発に努めます。

2

災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします

(1) 都市機能の防災性の向上

① 交通環境の整備

- ・災害時の被害を軽減するため、関係機関との連携による鉄道施設や道路施設の耐震化を促進するとともに、都市全体の復旧、復興を牽引する防災性の高い交通ネットワークの形成をめざします。
- ・災害発生時の救出・救助活動や救援物資の輸送などを円滑に行うため、緊急輸送道路に位置づけられている久末鷲沼線や横浜生田線などの幹線道路の整備を推進するとともに、市民や道路利用者への周知、沿道建築物の倒壊などを防ぐ取組を促進します。
- ・市民生活において重要な生活道路などにおける橋りょうの耐震対策を進めます。
- ・道路や橋りょうなどの道路施設について、適切な管理に努めるとともに、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図ります。
- ・電柱の倒壊や電線の切断による道路の寸断を防ぐため、国の動向を踏まえるとともに、「川崎市無電柱化整備基本方針」に基づき、円滑かつ効率的な無電柱化の推進を図ります。

② ライフラインの整備

- ・老朽化した水道施設や下水道施設の更新・耐震化を計画的に推進します。
- ・ライフライン事業者などの多様な主体との協働・連携による災害時の燃料確保や応急対策などの取組を促進します。

(2) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

- ・防災拠点となる公共施設などにおいて、再生可能エネルギーの導入などを推進し、都市の低炭素化と自立分散型エネルギー化とともに、災害時における機能の維持を図ります。

(3) 質の高い復興対策の推進

- ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、都市復興の迅速化をめざすとともに、都市復興のプロセスなどを市民と共有し、予防と復興への機運醸成や復興準備のさらなる質的向上を図ります。
- ・復興にあたっては、被災状況に応じて、道路や公園などの都市基盤の整備改善に向けた、土地区画整理事業も含めた取組について、速やかに市の方針案を策定したうえで、住民との協働により検討を進め、暮らしやすく災害に強いまちづくりをめざします。

3 安全に避難できるまちをめざします

(1) 地域防災拠点及び避難所の整備

①地域防災拠点の整備

- ・市立中学校を「地域防災拠点」として位置づけ、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能などを有する施設として整備を図ります。

②避難所の整備

- ・地域防災拠点及び市立小学校などの避難所について、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となるよう、施設の耐震性などの安全性を確保するとともに、施設の更新などに合わせて、避難者の居住空間として全般的な改善、さらには災害時要援護者に配慮したバリアフリー対策に努めます。

③消防署の整備

- ・老朽化した消防署などの改築などを進め、総合的な災害対応力の充実・強化を図ります。

④安全対策の推進

- ・高層ビルやターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。
- ・大規模災害に伴う公共交通への集中回避に向け、一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保などの帰宅困難者対策の取組を推進するとともに、駅周辺における物資の確保や運行情報の伝達手法の検討など、緊急時に備えた取組を推進します。
- ・防災関連の施設や災害時に的確に情報伝達を行うための情報通信システムなどを整備し、本市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。
- ・災害時の円滑な避難をめざし、広域避難場所などの、安全に避難できる場所の確保に努めます。



緊急消防援助隊活動拠点

(2) 避難路の安全性の確保

①避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所などへの安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、住民の発意による生活道路の安全性の点検、地区計画や建築協定などを活用した自主的な建物壁面の後退のルールづくりなど、住民の主体的な防災まちづくり活動を支援します。
- ・宮前区は土砂災害警戒区域が多く、集中豪雨などによりこれらの区域を対象とした避難勧告が発令される場合もあることから、土砂災害ハザードマップなどにより、住民自らが避難先や避難経路の確認ができるよう、情報の提供を進めます。
- ・矢上川、有馬川などの沿川地域では、大雨による河川の氾濫が想定されるため、洪水ハザードマップなどにより、住民自らが避難先や避難経路の確認ができるよう、情報の提供を進めます。
- ・狭あい道路については、緊急車両の通行や延焼防止など防災面に配慮した整備・改善を行うために、建物の建替えなどにあわせて、道路の拡幅や行き止まり道路の解消を促進し、地域の防災性の向上を図ります。

②ブロック塀等の倒壊防止

- ・ブロック塀などの倒壊を防止するために、教育施設などの公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化などの改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのあるものについては改善の意識醸成や誘導などに努めるとともに、住民の発意による地区計画や建築協定などを活用した生垣化やフェンスなどの垣・さくのルールづくりなど、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、安全対策を促進します。

③落下物防止対策

- ・地震動における建築物の窓ガラスや外壁、広告物などの破損落下による危険を防止するため、所有者又は管理者に対する改修の指導や啓発に努めます。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板などについての落下防止対策に努めます。

4 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

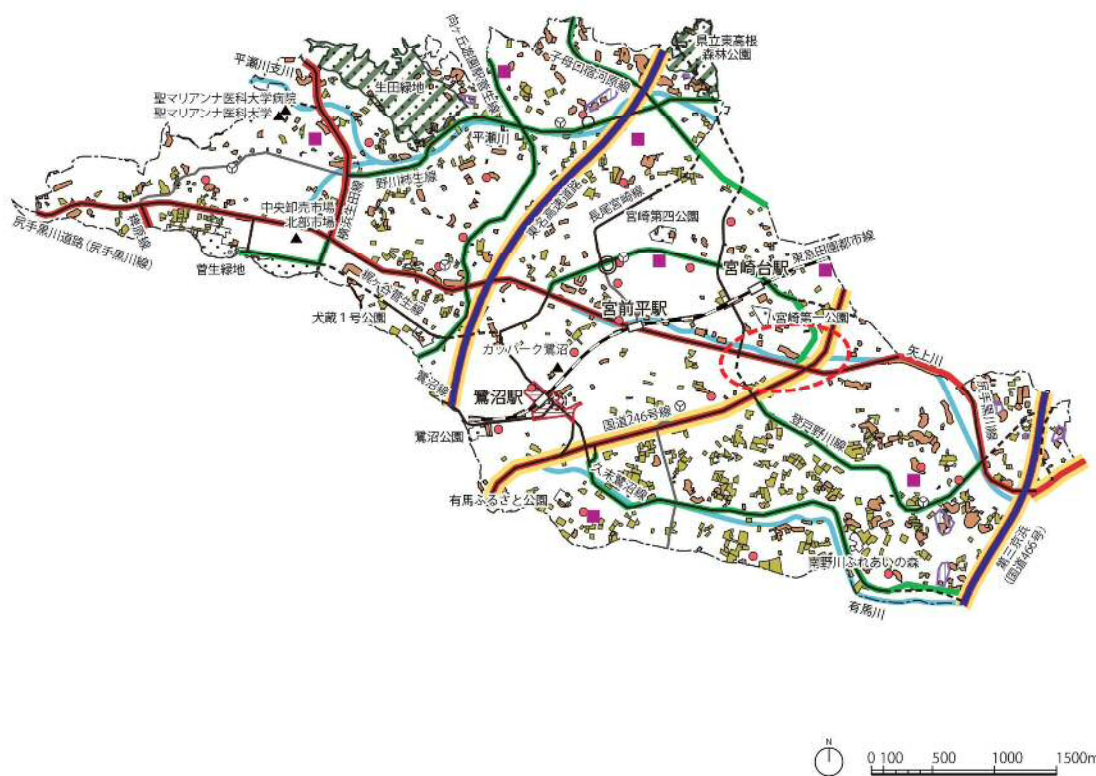
(1) 防災知識の普及による防災意識の向上

- ・地震による被害想定や洪水、土砂災害などの災害に関するハザードマップや災害情報を一元化した「かわさきハザードマップ」を活用し、地域における災害リスクについて、広く地域住民や事業者への周知を進め、防災意識の向上を図ります。
- ・災害への対応は公助だけでなく、自助・共助（互助）の取組が重要になることから、災害時における協力体制を整えるとともに、災害への備えについての周知・啓発を行い、地域でお互いに助け合う仕組みづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- ・洪水のおそれがある平瀬川、矢上川などの沿川では、土のうなどによる対策が講じられるよう、市内の水防倉庫に水防用資器材を保管するなどの地域の水防活動を支援する取組を推進し、地域防災力の向上を図ります。

(2) 地域住民との協働による防災まちづくりの推進

- ・火災延焼被害のリスクが高い一部地域では、町会、自治会、自主防災組織などを中心とした地域住民との協働による防災まちづくりを推進し、地域課題の抽出・共有を図るとともに、対策の検討とその実現に向けた防災活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。

■都市防災方針図



—方針—

-  緊急交通路
 第1次緊急輸送道路
 第2次緊急輸送道路
 協働による防災まちづくりの推進地区

—基本凡例—

- | | | | |
|---|-----------------|---|----------|
|  | 地域防災拠点(中学校) |  | 広域避難場所 |
|  | 避難所 |  | 生産緑地 |
|  | 消防署 |  | 主な公園・緑地等 |
|  | 区役所・出張所 |  | 主な施設 |
|  | 区役所等移転予定地 | | |
|  | 駅 | | |
|  | 鉄道 | | |
|  | 自動車専用道路 | | |
|  | 都市計画道路(完成・概成区間) | | |
|  | 都市計画道路(事業・計画区間) | | |
|  | その他の主要な道路 | | |
|  | 河川 | | |
|  | 防火地域 | | |
|  | 急傾斜地崩壊危険区域 | | |
|  | 土砂災害警戒区域 | | |

平成31(2019)年3月現在

